

米原市奨学金給付条例（案）



米原市民報

日本共産党米原市議団
清水隆徳 Tel 52-1969
藤田正雄 Tel 55-1128
太田幸代 Tel 54-2286

<http://www.jcp-maibarashigidan.com>

パブリック・コメントが実施されています

奨学金給付 条例案の趣旨

米原市では次のように趣旨について述べています。



米原市は、少子化、人口減少が進行する中で持続するまわりの将来を担う人を育てるとともに、就職や結婚、出産や自宅購入を契機にUターンする人材や、米原市を評価して移住するI・Jターン人材確保につながる環境づくりに取り組まなければならない状況にあります。

9月19日から、米原市奨学金給付条例（案）についてのパブリックコメント（市民意見）が行われています。教育負担の軽減と卒業後の市内への定住を促進する目的で返済不要の「給付型奨学金」を制度化しようとするものです。市民の皆さんの教育負担に対する思いを条例に反映させましょう。

象は米原市奨学金給付条例（案）です。
○条例（案）は市役所各庁舎情報プラザ、市役所各行政サービスセンター、山東図書館および近江図書館、山東庁舎2階教育委員会事務局・市公式ウェブサイトに閲覧ください。
○意見等の募集期間
平成29年9月19日（火曜日）～10月9日（月曜日）までです。
○意見等の提出方法
パブリックコメント意見等提出様式に必要事項をご記入の上、次の方法でご意見をお寄せください。1. 持参（教育総務課（米原市役所山東庁舎）または市役所各庁舎、各行政サービスセンター）
2. 郵送 米原市長岡1206番 教育委員会事務局（教育部）教育総務課あて
3. ファクス 0749-5514040
4. インターネット
インターネットからの意見提出の場合は、「パブリックコメント意見等提出フォーム」をご利用ください。

現在、意欲と能力があるにも関わらず、経済的事情にせざるを得ない人たちがいる状況がある中で、市は、「米原市」への愛着と誇りを持った意欲のある若者を対象にした給付型の奨学金制度を構築し、教育を受ける機会を均等を図り、進学への後押しと修学後の市内への定住促進を図るため、「奨学金給付条例」を制定します。

高等教育に力を入れる国はどこも返済不要の公的な給付制奨学金制度を設けています。国として給付制奨学金制度を設けていないのが日本と韓国だけでしたが、韓国でも給付制奨学金が創設され、先進国の中で唯一日本だけが、給付制奨学金制度を持たない国となっていました。
そのような中、返済不要の奨学金制度を創設する動きが出ています。今回米原市では月3万円、毎年40人を想定しているとしており、かなりの規模での取組です。米原市の青年の定住を促す意味でも意義のある取組です。

パブリックコメント の目的と手続き

現在の日本の奨学 金の現状について

奨学金給付条例の制定に当たって、広く市民からの意見を聞き、これからの教育や就労、環境づくりなどに必要とされることを的確に反映するため、市民意見を募集されます。

今までの国が関与する奨学金は日本学生支援機構奨学金で返還義務のある貸与型の奨学金です。医療系を除くと地方自治体の奨学金もほとんどが貸与型です。この国の公的な奨学金は学生自身が背負う無利子か低利の教育ローンです。

雑感

まずは訂正から。6月議会でのチャイルドハウスの土地譲渡の議決結果は9対9でした。訂正します。10月22日はこのままでは、衆議院選挙と市議会議員選挙とのダブル選挙となる模様です。市議会議員選挙は身近な選挙で大切ですが、国政選挙、しっかり考えて投票したい。

